

(答申第37号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った個人情報部分開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

(1) 審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成27年9月25日付けで、次のとおり個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

私が岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）と岐阜県警察本部監察課に高山警察署の警察官の職務執行の不審点について照会し、平成26年1月20日付け岐公委第67号で諮問庁が回答した根拠となる一切の書類。特に高山警察署からどんな報告があったのか。

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、次に掲げる公文書を対象公文書として特定した。

ア 平成25年11月20日付け岐公委第67号諮問庁宛苦情の調査について（以下「部分開示文書①」という。）

イ 平成25年11月17日付け告訴状不受理の説明について

ウ 平成25年11月19日付け告訴状返却方法と警察官の対応について

エ 平成26年1月7日付け決裁諮問庁宛苦情に対する調査について（以下「部分開示文書②」という。）

オ 平成26年1月20日付け岐公委第67号苦情申出に対する回答

(2) 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書のうち、部分開示文書①及び部分開示文書②に記載されている「開示請求者以外の個人情報」、「犯罪の成否に関する情報」、「警察官に対する聞き取り記録」などの情報が、条例第14条第2号、第5号又は第7号に該当するとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年11月12日付け監第225号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成27年11月18日付けで諮問庁に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

諮問庁は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成28年2月3日付け岐公委（監）第1号で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）

に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

平成27年11月12日付けで岐阜県警察本部長が私に対して行った個人情報部分開示決定処分について、取消しを求める。(但し、警察官の氏名が非開示とされていることについては、取消しを求めない。)

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条各号該当性について

警察官の氏名を除く部分については、非開示情報に該当しない。

本件処分に係る部分開示文書②のうち、「6 告訴の不受理について嘘をついたとの指摘について」と「7 告訴状の返却方法等について」は、私の職場が関与しているが、どちらも公務中の事であり、開示して問題が無く、また、他の個人や団体は一切関与していない。

したがって、これらの情報については一部ではなく全て開示する必要がある。

諮問庁は高山警察署員の私に対する犯罪及び不法行為を隠蔽し、自らも事実を反する虚偽公文書である「第2 2 (1) オ」に掲げる文書を私に交付した。

岐阜県警察本部は殆ど理由にならないことで情報を開示しなかったが、真実は自らの犯罪や不法行為が露呈することを恐れ、情報を隠蔽したものである。

(2) 実施機関の主張について

実施機関は、「こうした聞き取りによって得られた情報は公務に関連する情報ではあるが、情報を提供した者との間の信義や情報の中に顕れた個人、法人及び団体の個々の名誉、信用及び社会的影響について慎重な配慮が要請される情報であるため、聞き取り調査は本来、開示されることを前提として行われていない。」などと主張する。

しかし、請求人には理解できない文章である。公務員はいかなる時も事実を文書に残す義務がある。公務員は職務で経験した真実を申告する必要がある、私情で左右されてはならない。

また、慎重な配慮など必要が無く、被調査公務員は事実だけを述べ、調査側は私情を入れずにその事実を記録するだけでよい。

(3) 本件開示請求の目的等

高山警察署員の職務執行に問題がないとする諮問庁の考え方を知らるために、本件開示請求をしたが、本件処分は、私の意図に反するものであった。私には、下記ア及びイに掲げる高山警察署員の職務執行に問題がないとする諮問庁の考え方がわからない。

ア 平成25年11月14日、高山警察署刑事課所属の警察官(以下「当該警察官」という。)は、「告訴は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の中に犯罪構成要件のないものは受理できない旨の記述がある。」と明言したので私は、「それは何条ですか。」と問うと、回答できず、しばらく室外に出て行き、改めて「法令には定められていない。」といい今度は判例集を持ってきて広島高裁の判例を持ち出した。私が「広島高裁のどの部分ですか」と尋ねると当該警察官はまた室外に出て行き、今度は、岐阜県警

察本部告訴告発受理要領に定められている旨回答した。そこで、警察本部の要領は刑事訴訟法第242条より優先することはあり得ないと言うと「警察本部に聞いてください。」「公安委員会に言ってください。」「弁護士に聞いてください。」などと言い、自分の責務を放棄した。

イ 平成25年11月18日、高山警察署刑事課長は、私の勤務先である〇〇〇〇〇の上司に対して、「高山警察署はこの5通の告訴状について犯罪性がないと説明したが、本人が返却に応じないので〇〇から返却してほしい。」と告訴状の返却を依頼した。同日、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇は告訴状5通を私に返却しようとしたので、一旦拒否したものの、最終的には止む無く受領した。

この刑事課長の行為は、私が高山警察署に告訴状を出しているという情報を私以外の者に漏えいし、告訴状を出そうとする行為を私の上司を通じて出せないようにしたのであるから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の秘密漏えいと刑法（明治40年法律第45号）の公務員職権乱用罪に該当する。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を容認しない旨の答申を求める。

2 諮問庁に申し出られる苦情について

岐阜県公安委員会（諮問庁）に申し出られる苦情とは、警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定に基づく警察職員の職務執行に対する苦情である。苦情に対する調査は、事案を主管する部署及び監察課などが相互に連携を図りながら行う。

苦情の処理手続は、次のとおりである。

- (1) 苦情を受理した岐阜県公安委員会（諮問庁）が岐阜県警察本部長（実施機関）に対して事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- (2) 岐阜県警察本部長は、調査担当者に事実関係を調査させたうえで、必要な措置を講じさせ、その結果の報告を求める。
- (3) 岐阜県警察本部長は、調査結果等を岐阜県公安委員会へ報告する。
- (4) 岐阜県公安委員会は、岐阜県警察本部長からの報告を踏まえて通知内容を決定し、苦情申出者に通知を行う。

3 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性

条例第14条第2号ただし書口では、公務員の職務執行に係る情報である職及び氏名を原則開示としているが、例外として岐阜県公安委員会規則で定める警部補以下の階級にある警察官の氏名は除くとしている。本件処分において氏名を非開示とした警察官については、警部補以下の階級である。

(2) 条例第14条第5号該当性

部分開示文書②のうち、「5 告訴受理・不受理の検討について」には、審査請求人が高山警察署に対して行った告訴相談等に関する捜査機関の犯罪成否の判断基準や着眼点が記載されており、これらが開示されることになれば、今後、犯罪行為を行い、又は行

おうとする者による証拠隠滅や、対抗措置、防衛措置に利用されるおそれが高く、犯罪の予防や捜査等の支障になることは明らかであるため、条例第14条第5号に基づいて非開示としたものである。

(3) 条例第14条第7号該当性

ア 部分開示文書②のうち、「内線電話番号」

本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は同通信網構成上の固有情報であり、一般に公表されていないものである。

これが明らかになると、警察業務運営上著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号に基づいて非開示としたものである。

イ 部分開示文書②のうち、「3 申出者が行った告訴の内容について」、「4 苦情内容に対する事実調査結果」、「6 告訴の不受理について嘘をついたとの指摘について」、「7 告訴状の返却方法等について」及び「8 調査の結果」の記載事項

これらは、審査請求人に係る個人情報の性質を有する一方で、苦情に係る聞き取り調査記録及び対象警察官の不利益処分に係る調査記録といった性質も有している。

苦情処理は、国民と直接接する第一線における問題点の集約と、それに対する必要な措置の実施や、警察職員の職務遂行における責任の明確化が求められていることにかんがみて、警察職員の職務執行に対する苦情の組織的かつ適切な処理を期すために行われるものであって、その職務執行に不適切な点があった場合は、当該警察職員に懲戒処分等の不利益処分がなされることもある。

苦情に関する調査は主として警察官に対する聞き取りによって行われるが、真実を正確に把握するためには、自身にとって有利、不利な内容を問わず、対象警察官から事実がありのままに報告される必要がある。

仮に、苦情処理の過程で聞き取りを行った内容が開示されるとすれば、将来において同様の調査が実施された場合に、警察官が調査自体には協力するとしても、当然自己に不利益な事実が将来情報開示されるとの意識の下で申告することになるから、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、又は事実を隠蔽しようとする違法不正な行為を謀り、若しくはそのような行為がなされていても、その発見が困難となるおそれが生じる。

さらに、こうした聞き取りによって得られた情報は公務に関連する情報ではあるが、情報を提供した者との間の信義や情報の中に顕れた個人、法人及び団体の個々の名誉、信用及び社会的影響について慎重な配慮が要請される情報であるため、聞き取り調査は本来、開示されることを前提として行われていない。

こうしたことから、実施機関としては、条例第14条第7号に基づいて非開示としたものである。

4 審査請求人の主張について

そもそも、本件審査請求の趣旨が本件処分の取消しであることを考えると、警察職員の職務執行が適切であったかどうかに係る審査請求人の主張は、本件審査請求の趣旨にそぐわないものである。

なお、審査請求人の告訴を巡る苦情申出については、苦情処理の手續に則して適正な手

続の下、調査及び回答が行われ、当該警察職員の職務執行に不適切な点はなかったとの判断に至っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る個人情報に記載された公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定等（1）対象公文書の特定」に記載のAからオまでのとおり特定した。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件処分のうち、警察官の職及び氏名を非開示とした部分については取消しを求めていることから、部分開示文書②に記載された「内線電話番号」及び「3 申出者が行った告訴の内容について」から「8 調査の結果」までの各記載内容の非開示とされた部分に関し、条例第14条各号の該当性について、以下順に検討する。

（1）犯罪捜査情報（条例第14条第5号）

ア 条例第14条第5号の趣旨

条例第14条第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものである。

同号にいう「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、審査の場においては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かを判断するものであることを示すものである。

これは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるためである。

イ 条例第14条第5号該当性

実施機関は、本件処分において、部分開示文書②のうち、「5 告訴受理・不受理の検討について」の各記載内容が本号に該当するとしている。

当審査会が見分したところによれば、本号に該当するとして非開示とされた部分には、審査請求人が行ったとされる告訴の内容に関する前提事実、犯罪の成否に関する判断基準及び捜査に当たっての着眼点などが記載されている。一般にこうした情報が明らかになると、今後、犯罪行為を行い、又は行おうとする者による証拠隠滅や、対抗措置、防衛措置に利用されるおそれがあるという実施機関の説明は首肯できるものであり、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と認められることから、実施機関が非開示とした情報は、条例第14条第5号に該当する。

（2）事務事業情報（条例第14条第7号）

ア 条例第14条第7号の趣旨

条例第14条第7号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものなどについて、開示しないことと定めている。

イ 条例第14条第7号該当性

(ア) 部分開示文書②のうち、「内線電話番号」

岐阜県警察本部の内線電話番号は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は同通信網構成上の固有情報であって、一般に公表されていないものである。

これが明らかになると、警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関が非開示とした情報は、条例第14条第7号に該当する。

(イ) 部分開示文書②のうち、「3 申出人が行った告訴の内容について」、「4 苦情内容に対する事実調査結果」、「6 告訴の不受理について嘘をついたとの指摘について」、「7 告訴状の返却方法について」及び「8 調査の結果」の記載事項

当審査会が実施機関からの聴取に加え、見分したところによれば、部分開示文書②は、実施機関が諮問庁へ報告するために作成した公文書であって、警察官がどのように審査請求人から告訴の内容を把握し、対応したかについて、その警察官から聴取した内容が実施機関において整理・記録されており、その記載内容は、警察官の職務執行についての情報であると認められる。

一般に、警察官の職務執行に不適切な点があった場合は、こうした聴取の記録についても警察官に対する懲戒処分等の基礎資料となり得るものである。

こうした点を踏まえると、これらの記載事項は、審査請求人の個人情報を含む情報である一方、苦情に係る聞き取り調査記録及び対象警察官の不利益処分に係る調査記録という性質も含んでいるといえることができる。

これらの情報が開示されると、警察官が、自己に不利益な事実が将来開示される可能性があるとの意識の下で、申告や公文書の作成をすることになる。

そうすると、調査に対し、自主的かつ真正な回答が得られなくなるとともに、実施機関から諮問庁に対して必要最低限の調査結果しか報告されず、正確な事実の把握が困難となるなど、実施機関における事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関が非開示とした情報は、条例第14条第7号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件処分で非開示とされた情報のうち、審査請求人が取消しを求める部分については、条例第14条第5号又は第7号の非開示事由に該当すると認められる。

審査請求人は、本件開示請求の目的や警察官の職務遂行の状況についても不服の理由として述べるが、当審査会は本件処分において非開示とされた情報が条例の非開示事由に該当するかどうかを審査するものであり、審査請求人のこれらの主張は、当審査会の上記判断を左右するものではないことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成28年2月3日	諮問庁から諮問を受けた。
平成28年3月7日	諮問庁から部分開示決定理由説明書を受領した。
平成28年3月11日	審査請求人に部分開示決定理由説明書を送付した。
平成28年3月16日	審査請求人から意見書を受領した。
平成28年3月25日	諮問庁に意見書を送付した。
平成28年4月15日	諮問庁から意見書を受領した。
平成28年4月22日	審査請求人に意見書を送付した。
平成28年4月26日	審査請求人から意見書を受領した。
平成28年5月11日	諮問庁に意見書を送付した。
平成28年5月23日 (第72回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成28年5月31日	審査請求人から陳述書及び録音CDを受領した。
平成28年6月8日 (第73回審査会)	諮問事案の審議を行った。 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述を行った。
平成28年7月6日 (第74回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会女性部連合会	
会 長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)